

大嘗会和歌地名に見る王権と在地

——後鳥羽天皇大嘗会を中心に——

はじめに

天皇の代替わりごとに行われる大嘗会にさいし、「大嘗会和歌」（風俗和歌・屏風和歌）が詠進された。たとえば後鳥羽天皇大嘗会（元暦元年（一一八四）十一月十八日）では、次のような和歌が詠まれている（引用の和歌は分ち書きし、濁点を補った）。

同日（辰日＝筆者注） 樂急 栗大郷本歌（風俗和歌）

いまこそは たみもいさみて みつぎ物 はこぶひまなく くるもとのさと

同日退出音声 三神山（同）

ときはなる 三かみの山の すぎむらや やほよろづよの しるしなるらん

雄琴郷田夫蒔レ種引レ水（屏風和歌）

君がよに をごとのさとは うかぶらし なはしろ水を ひかぬひぞなき

長沢池辺人家有下葺マ昌蒲マ之所上（同）

ながさはの いけのあやめを つくづくと おもへばすえぞ はるけかりける

和歌には、天皇を讃え在地の繁栄を祝う言辞がちりばめられており、

六

谷 昇

形式的・儀礼的の感を受けるが、詞書や本歌の中に「栗大（本カ）郷・三神山・雄琴郷・長沢池」など地名や山名、池の名が見える。このように大嘗会和歌には、悠紀・主基両斎国の「地名」や山野河海の「景観」を詠み込む定めであった。本稿ではこれら地名・景観を総称して「大嘗会和歌地名」という。

大嘗会和歌作者（詠進者）のために、大嘗会ごとに悠紀・主基両国から、和歌地名候補を列挙した文書が注進され、これを「風土記」と称した（「注進風土記」という）。和歌詠進者は注進風土記を参考にして、悠紀・主基国内の所々を選び和歌に詠み込むとともに、地名のいくつかは以降の大嘗会和歌に継承された。また、大嘗会に先立ち行われた天皇の御禊地を定める点地においては、「知ニ土風者」「語ニ土風者」「諳風者」「語ニ風者」二名を召し出し、御禊場所の「村邑名号」「郷名」すなわち地名を語らせたのち、点定地を囲い込み、絵図を作成するといった一連の儀礼があった。

王権は、大嘗会和歌地名候補のリストを「風土記」と称し、御禊場所の地名を「土風を知る者」に語らせたが、その意図——「風、風土、土風」と「地名」を結びつけた——が奈辺にあったかについては、大嘗会和歌地名理解の前提として考察したい。

史料上「注進風土記」は、後鳥羽天皇大嘗会のさいのものが著名である。歴代天皇の大嘗会和歌自体は、宮内庁書陵部蔵『大嘗会悠紀主基詠

歌』によって、ほぼその全容を知ることができる^①（ただし、花山・鳥羽・崇徳・近衛各天皇大嘗会和歌を欠く）。同書は江戸中期頃に現在の形に編さんされたと推定され、編者は未詳で、仁明天皇（大嘗会Ⅱ承和元年（八三四）から桃園天皇（同Ⅱ寛延元年（一七四八））に至る大嘗会和歌一二一六首を収める。また、大嘗会御禊点地については、儀式書・記録類に記載がある。

歴史学は大嘗会研究の豊穡な土壌^②を有するが、大嘗会和歌・和歌地名に関してはほとんど関心が払われず、もっぱら国文学研究の対象とされている。本稿は大嘗会和歌地名を、王権と在地の関係・王権の在地把握を理解するための数少ない素材の一つとして位置づけ、分析しようとするものである。

大嘗会風俗和歌と王権の関係について、早くに言及したのは折口信夫氏であった。一九三〇年同氏は、日本国中を代表する悠紀・主基国の風俗歌が奏上されると、天皇に「国の魂Ⅱ国魂」が付加し、天皇が治国の権威を獲得するのであると説いた。また風俗歌は、「近代では、都の歌人が作る事になっているが、中央の歌人が作ったものでは、意味をなさない。その土地、その村々から、湧き出る様に出来上ったものでなければならぬ」^③性格のものであるとし、後には後鳥羽天皇大嘗会「注進風土記」に注目して、地名と国魂の関係に言及した^④。

次いで西村亨氏は、右の議論を継承して、大嘗会和歌Ⅱ国魂奉獻論を展開、たとえば「注進風土記」を「く、に、た、ま、の、い、わ、ば、目録のようなもの」^⑤と捉え、国魂―地名―歌枕の関係について考察を加えている。

大嘗会和歌自体についての研究は一九四一年、秋山光和氏が、前述の書陵部蔵『大嘗会悠紀主基詠歌』を紹介したことに始まる。一九四六年家永三郎氏は、大嘗会屏風の成立・史料・屏風画の画題等を明らかにする中で、

大嘗会屏風に於ては必らずしも歌枕にとどまらず無名の地迄採択せられてゐるけれど、それとて山槐記元暦元年九月十五日の記事によつて知られる通り、悠紀主基国の注進する風土記の名所を名目のみ見て選定し、在京の歌人がこれを諷詠した歌を絵所に下して画図せしめるのであつて（袋草紙）結局風土記とか屏風歌とかの文字上の觀念が唯一の素材となつてゐる点、一般の場合と変りないのである^⑦。

と述べ、屏風歌は、地名の「文字上の觀念」を素材にしており、屏風絵にも写実性はないとの見解を示している。

一九六二年、戸田芳実氏は、十世紀頃を境として大名田堵の名に「久富・徳丸・稲吉・重富・有富」などの作爲的美称が用いられるようになるのは、彼らの地位や能力が「富」に支えられていることの自覚の表明であり、大嘗会屏風和歌における「稲・倉・富・吉」等「富」の思想を具体的に表現する地名の出現は、王朝貴族が農村の繁栄に寄せる期待と結合した農業観が反映された結果だと説明した^⑧。一九六四年秋山光和氏は、大嘗会屏風和歌の意義・史料・形式等について論じた^⑨。

一九七八年徳原茂美氏は、「地名を選ぶという作業は、その地名をもつ現実の土地とはかわりのない『言葉』として地名を選ぶこと」^⑩であるとし、同年藤田百合子氏も、和歌地名は「所は問題でなく、名、そのものが問題なのであった」^⑪と、実在の場所よりも地名そのものに歌人は価値を認めたという見解を示した。一九八六年には八木意知男氏の著書『大嘗会和歌の世界』が出版され、国文学による大嘗会和歌研究が一つの達成を示したのに続き、同氏による『大嘗会和歌残葉抄』（一九九三年）、『儀礼和歌の研究』（一九九八年）等の成果がもたらされた^⑫。

総じて国文学や絵画史による大嘗会和歌地名理解は、もっぱら地名を表す文字の美称（嘉性・賀性）に注目した議論に基づいている。しかし、和歌地名に賀性・嘉性が見出されるのは「畿内七道諸国郡郷名着『好字』」（『続日本紀』和銅六年（七一三）五月甲子（二日）条）、「凡諸国部内郡里等名、並用『二字』、必取『嘉名』」（『延喜式』民部上）とあるように、そもそも地名には好字・嘉名を充てるとする歴史的経緯に照らせば、必然の結果だともいえよう。

また、折口信夫・西村亨氏らの「国魂奉獻論」は、大嘗会和歌地名に見る王権と在地の関係を考える場合、重要な視点を含んだ議論であると考え、以降の大嘗会和歌地名研究において、必ずしもこれらの研究が評価・継承されているとはいえない。

大嘗会和歌地名については、民俗学・国文学・絵画史等の研究成果に依拠しつつ、なお地名類型の性格や空間分布、地名選択の歴史的推移や政治的背景等について歴史学的な分析視角からの研究が課題であろう。

本稿では、歴代天皇大嘗会和歌のうち、後鳥羽天皇大嘗会悠紀和歌地名を中心に取り上げたい。後鳥羽天皇は、治承・寿永の内乱における平氏西走のさい、安徳天皇とともに神鏡・宝剣・神璽が出京したため、神器不帯で践祚し、即位儀および大嘗会を行った天皇としてつとに有名である。大嘗会は先帝安徳在世のまま、壇ノ浦決戦を四箇月後に控えた内乱のさなか、元暦元年（一一八四）十一月十八日に行われた。大嘗会悠紀和歌を詠進したのは、安徳天皇大嘗会に引き続き散位正四位下藤原季経であった。後鳥羽天皇大嘗会悠紀和歌は、①近江国からの注進地名七九箇所が知られていること、②大嘗会和歌地名が明らかであること、③安徳―後鳥羽大嘗会和歌詠進が同一歌人によって行われており、先帝大嘗会和歌からの地名継承の実態を把握し得ること、の三点においてまことに興味深い検討素材となっている。

第一章 大嘗会和歌と「風土記」注進

第一節 大嘗会和歌と詠進次第

天皇の代始めに行われる新嘗祭を踐祚大嘗祭（大嘗会）といい、天皇は、あらかじめ卜定された悠紀・主基国から奉られた新穀を、大嘗宮悠紀殿および主基殿で神に供え、自らも共食する。儀式は即位年あるいは翌年の十一月下の卯の日に始まり、悠紀節会（辰日）、主基節会（巳日）、豊明節会（午日）と四日間にわたり挙行される。大嘗会は五世紀以前から行われたといわれているが、史料上は『日本書紀』天武天皇二年（六七三）十二月丙戌（五日）条記事を根拠として、天武朝の成立とされている。はじめ悠紀・主基両斎国は各国に卜定されたが、平安中期より固定化し、悠紀国は宇多朝より近江、主基国は醍醐朝から丹波ないし備中（但し冷泉朝は播磨）と定まり、以降は両国内に斎田を定めるため、郡のみが卜定されるようになった。

大嘗会和歌で史料上明証がある最古のものは、仁明天皇大嘗会（天長十年（八三三））における風俗和歌である。風俗和歌および屏風和歌は、各々確立の経緯を異にするが、風俗和歌一〇首という数が確立するのは長和元年（一〇一二）三条天皇大嘗会、屏風和歌一八首が整うのは長和五年（一〇一六）後一条天皇の大嘗会以降である。¹³

風俗和歌は、稻春歌一首、神楽歌一首、風俗和歌八首（辰日風俗四首、巳日風俗四首）の計一〇首より成る。うち稻春歌一首は、悠紀・主基両斎国内に点定された斎田（拔穂田）から収穫された稲を、卯日の神饌行立に先立ち膳屋において脱穀するさいに歌われる。神楽歌一首は、用途必ずしも明らかでない。辰日および巳日風俗和歌各四首は、卯日大嘗祭に続

く辰日・巳日両日に行われる節会に樂とともに舞を添えて歌われる。後鳥羽天皇大嘗会辰日節会においても、「次二献、次奏風俗」(『吉記』元暦元年十一月十九日条)とあり、風俗和歌が奏されたことが知れる。また屏風和歌一八首は、辰巳両日節会の調度品である倭絵屏風六帖に季節ごとに三首ずつ、計一八の色紙に書かれた。屏風和歌にはそれぞれ詞書が副えられている。

つぎに大嘗会和歌詠進はどのようにして和歌作者に「仰下」されたのであろうか。六条家歌学の大成者藤原清輔著の歌学書『袋草紙』に引用されたところによれば、康治元年(一一四二)の近衛天皇大嘗会では、

大嘗会和歌宣下状

左京大夫藤原朝臣頭輔

右中弁源朝臣雅綱伝宣、権大納言藤原朝臣宗(家イ)輔宣、奉勅、

宜令件人勤仕大嘗会悠紀所和歌者。

康治元年八月十九日

修理左宮城判官兼左大史算博士摂津守小槻宿禰奉政重也。

とあるように和歌詠進が宣旨をもって命じられたのである。

次に、具体的な詠進次第を概観する。同じく『袋草紙』には、

先、從^レ国注進所々名於行事、以下作者許。作者、撰便宜所々^{吾可}避^忌諷詠之、進行事所弁。以風俗歌下^{樂所}以^レ之人々作^レ樂。以屏風無^下絵所^以之書^函之。若和歌有^通(返々イ)之時、所々名書詞^テ先進^レ之、和歌^ハ追進^レ之。件詞作者計^レ之、又風俗歌許^ヲ進、常事也。

とあり、順徳天皇も『八雲御抄』¹⁷⁾に、次のように大嘗会和歌詠進次第を

載せている。

行事弁注^三国所々名^二下^三作者^一。々々撰^三其所^二計^三其詞^一詠^レ之、遣^三行事弁家^一。以^三風俗歌^二下^三樂所^一、以^三屏風歌^二給^三絵所^一。若歌遅々時、以^三所名^二加^レ詞且進^レ之。風俗歌許進、先例也。

以上の要点を摘記すれば次の通りである。

- ① 和歌詠進が宣旨をもって命じられる。
 - ② 「国」より「所々名」を大嘗会行事に注進する。行事はこれを和歌作者の許に下す。
 - ③ 作者は、禁忌を避けたうえで「便宜所々」を選び和歌を「諷詠」して行事弁に進める。
 - ④ 行事弁は、風俗歌を樂所に下す。歌に基づき樂が作られる。
 - ⑤ 行事弁は、屏風歌を絵所に下す。歌に基づき屏風絵が描かれる。和歌の進上が遅れる時は、先に「所々名」に「詞書」して進め、和歌は追って提出する。詞書は作者が記す。
 - ⑥ 風俗歌は歌だけを進める。
- 上記②に見るように、大嘗会和歌の詠作は、国より注進された「所々名」を基にして始められるのであり、その経緯を次に明らかにしたい。

第二節 大嘗会和歌「風土記」注進

後鳥羽天皇大嘗会を二ヵ月後に控えた元暦元年(一一八四)九月十五日、悠紀行事弁藤原光雅の命を受けた悠紀史大江国通が、悠紀検校藤原忠親の許へ上下句大祓・月次大祓・拔穂使発遣それぞれの日時勘文(三通、懸紙一枚に包む)と「古地交名注文」(風土記)一通を届けてきた。

十五日辛丑 天晴、悠紀史国通、依_レ弁命_一持_レ来日時四通・古地交名
注文一通_一。〔山槐記〕

古代・中世において大嘗会和歌詠進のため注進された「風土記」はほとんど残らない^⑧。ただ、元暦元年（一一八四）十一月十八日の後鳥羽天皇大嘗会に関しては、『山槐記』記主藤原忠親が悠紀檢校であったために、風土記注進の経緯と、ほぼ完全な風土記（悠紀国近江）の内容が同記同年九月十五日条に記録されている（主基国丹波の風土記は知られていない）。

かかる風土記注進は、どのような手続きをもつて誰に命じられたのであるうか。時代はやや降るが、永和元年（一二三五）北朝後円融天皇大嘗会のさい発給された、主基国備中国守宛の藏人左中弁勘解由小路仲光が奉じる「仲光卿大祀御教書案」（国立歴史民俗博物館所蔵）を掲げる。

大嘗会主基

当国風土記、可_レ被_二召進_一之由、被_二仰下_一候也。仍執達如件。

（永和元年）

十月二日

備中守殿^⑨

（勘解由小路）

左中弁仲光

大嘗会和歌地名風土記注進は、右のごとく論旨をもつて国守に命じられたのであって、古代の「風土記」撰進に比すべき国家事業として位置づけることができる。

さらに、和歌詠進受命者の例を見よう。『民経記』^⑩記主藤原経光は、仁治三年（一二四二）十一月十三日の後嵯峨天皇大嘗会において主基国（備中）の和歌詠進者となった。同年四月二十六日に国郡卜定があり、六月四日、経光に詠進が命じられた。同記同日条には、

一〇

大嘗会主基所和歌可_レ令_二勤仕_一之由、右少弁時繼奉書到来、申_二領状_一了。此芸頗雖_二不堪_一、争_レ不_レ伝_二家風_一哉。且代々当家勤仕、誠誰人比肩哉（中略）云_二先祖_一云_二一門_一、連綿而勤_レ之、今度人々懇望云々。然而被_レ賞_二重代_一、尤可_レ然。以_二風土記_一為_レ題、風俗十首・屏風十八首、代々所_二詠進_一也。

とあって、和歌詠進は一門の榮譽とされたことが窺える。同年十月二十七日、経光は、

今日、大嘗会主基和歌詠進。風俗一通・御屏風一通。統_二高檀紙_一、真・仮名書_レ之。両通籠_二懸紙_一、相_二副消息_一、付_二右少弁_一了。^{（平時繼）}

と詠進の様式を具体的に記している。

詠進者にとつて風土記がどのような役割を果たしたかについては、

風土記遅々如何。和歌兼可_二用意_一。念可_二召賜_一歟者。卜食国司不_レ存_二固実_一、每事散々。（文応元年（一二六〇）六月八日条）

とあって、経光は風土記の到来を待ち望んでおり、国司からの注進を詠作の前提にしていたのである。風土記は詠進のため必要不可欠であり、決して儀礼的・形式的な文書ではなかったということが出来る。

なお、元暦度大嘗会注進風土記と「古風土記」（後述）の關係について秋本吉郎氏は、まったく別物と考えており、井上満郎氏も、元暦の風土記は「和銅ないしは延長の風土記とは異なるものと考えられる」と述べている。しかし、栗田寛氏は注進風土記を「当時国庁より風土記に載た

る地名を抄出して、注進りしものと見えたり²²」として、近江国庁が当時所蔵していた古代の『近江国風土記』地名を抄出して作成されたと推定、「風土記逸文」のひとつに加えているが明証を欠く。

「風土記」について、悠紀校藤原忠親は「古地交名注文」と書いているが、注進状には「注進 風土記事」とあるほか、国守宛の論旨には「風土記」と明示され、『民経記』記主藤原経光も「風土記」としていることから見て、大嘗会和歌地名候補の交名が、「風土記」と呼び慣わされていたといえる。かつて（和銅六年・延長三年）「風土記」を撰進させた王権の意図が地方行政権の掌握・整備にあったとするならば、中世大嘗会和歌地名候補としての交名を、王権が公文書において「風土記」と称した事実の持つ意味は大きい。

第三節 「国魂奉献」・「風、風土、土風」と「地名」

さきに、民俗学が大嘗会和歌詠進を「国魂奉献」儀礼と性格付けした点について、これが以降の大嘗会和歌研究において必ずしも評価・継承されていないのではないかと述べた。たとえば八木意知男氏は「国魂奉献」に関し、「各斎国から註進された地名を大嘗会和歌に詠いあげること、くにたまの奉献と同じ意義を有するものと理解されるのである。各斎国から註進される地名目録、すなわち『古地交名』を『風土記』と称する所以もここにある²³」と述べるに止まっている。ここで折口信夫・西村亨氏の所論を見てみよう。

折口信夫氏によれば、「大嘗祭の時、悠紀の国・主基の国の風俗歌が歌はれるといふことは、両国の国魂^{クニタマ}が天皇の御体に這入るといふこと²⁴」になり、時代をはるかに降った後鳥羽天皇大嘗会の「古地交名注文」は、近江国の「風土」を注進した文書だが、かかる制度の本意は「古代地名に含蓄せられた、深い信仰から来て」おり、「古風土記に、地名を記録す

ることは、版図の事情を詳らかに示すと言ふ外に尚、此意味の信仰からも出て居た²⁵」のであった。

折口説を継承した西村亨氏は、「国魂奉献」は具体的には、必ず地名を含む大嘗会和歌詠進を通じて行われるとして、地名の重要性を指摘、かかる重要性のちに「歌枕」として和歌に継承されていくとする過程を論じた。また、

服従の端的な表現は名を奉ることであつた。名を奉ることは、その名にこもっている靈魂を奉ることであるから、服従を意味していた。日本全土の各地方々々の名は宮廷に奉られねばならなかつたし、天子はこれを一身に保っていなければならなかつた。これが地方の服属のしるしであり、宮廷と地方とを結ぶきずなであつた。²⁶

と、王権の在地把握は各地方々々の名の奏上をもつてなされたのであると述べている。

したがって西村氏によれば、「国魂のこめられているのは、一首の中でも特に地名の部分²⁷」であつて、風俗歌は地名を含むことが必須の条件であつた。さらに、

風俗歌は、実は、地名さえ含んでいれば、意義の上における祝福はあえて問題にされなかつたのである。そのことは、地名に象徴される国魂の存在が風俗歌としての第一義であつたことによるのであつて、賀の歌と同じように祝福の意義や気分を表面に見せるようになったのは、風俗歌としては新しいことなのである。賀の歌が発想・歌風の上で密接につながっている風俗歌は、風俗歌の中のかえって新しい部分である。（賀の歌の成立」一〇九頁）

とあるように、西村氏によれば、大嘗会和歌（地名）の性格に質性や祝言性を求める理解は、後世の新しい段階のものだということになる。

西村氏はまた、風土記について次のように述べている。

『風土記』の根幹は地名・神名を列記することにあつたので、これが地形地物や神社の所在の記録となった。そうして、くにたまは具体的に稲や土地の産物によって象徴せられたから、その所産をしるした記述から信仰要素を抜き去って見れば、地理書ということになる。（『風俗歌から歌枕へ』九七頁）

「風土記」は、狭義には『続日本紀』和銅六年（七一三）五月甲子（二日）条に見える注進命令、および延長三年（九二五）十二月十四日太政官符（『類聚符宣抄』）に基づき撰進された『出雲国風土記』以下（古風土記）を指す。風土記については秋本吉郎『風土記の研究』^⑧に詳しい。「風土記」の語は和銅六年の『続日本紀』には見えず、延長三年の太政官符に「応_レ早速勘_レ進風土記事」として「如_レ聞、諸国可_レ有風土記文」と所見するのが公文書における初めての用例である。秋本氏は、延長の官符に見える「風土記」は「地方誌を意味する普通名詞としての『風土記』である」と解してよからう（四二頁）。「地方誌を風土記と呼ぶ普通名詞的呼称が、けだし奈良朝にはじまり、平安朝に入って一般的になって行ったものと解すべきであらう」（四三頁）と、風土記＝地方誌といった理解を示している。さらに秋本氏は、

ちなみに、吾らの研究対象とする典籍外のもので「風土記」と書名標題し、或は呼称せられたものについて見るに、（中略）山槐記元暦

元年（一一八四）の条に見える「近江国注進風土記事」、多和文庫古文書（鎌倉時代）中の「丹波国注進風土記事」^⑨の如きは、大嘗会に際する風俗歌詠進の資料として国内の名所地名を列記した一種の地名集的な報告文書と認められるものであるが、地方に関し、地方の地名に関するが故に「風土記」と標題せられている。（四四頁）

と、大嘗会和歌地名に関わる「風土記」の存在を紹介し、「全く地名のみの列記に終始するものをも風土記と称した」（六三五頁）と、平安後期以降に見られる「風土記」の性格について述べている。

しかし大嘗会和歌地名の「リスト」が「風土記」と称された意味は、秋本吉郎氏の理解だけでなく、大嘗会和歌に地名が詠み込まれることと併せ、王権による在地把握や大嘗会の本質と関わりがあると考えられる。

「風土記」に関連した用語には「風」「土風」「風土」などがあって、史料上さまざまな形で現れる。例えば『続日本紀』養老元年（七一七）九月戊申（十二日）条には、元正天皇が近江国に行幸したさい「行至_二近江国_一、觀_二望淡海_一。山陰道伯耆以来、山陽道備後以来、南海道讃岐以来、諸国司等詣行在所、奏_二土風歌舞_一」（傍点筆者）とあり、同紀天応元年（七八一）十一月丁卯（十三日）条には桓武天皇大嘗会記事があつて、「御_二太政官院_一、行_二大嘗之事_一。以_二越前国_一為_二由機_一、備前為_二須機_一。两国献_二種種翫好之物_一、奏_二土風歌舞_一於庭」と見える。また、大嘗会祭儀中に悠紀国司が歌人を率いて儀場に参入し「国風」を奏するという儀礼（『儀式』『西宮記』など）も同様である。さらに、後述する「風土語り」儀礼においては、「諳_二風者_一」「語_二風土者_一」「諳_二風土者_一」「知_二土風者_一」「語_二土風者_一」（『西宮記』『江家次第』『中右記』『兵範記』）などさまざまな表現される人々が、大嘗会御禊点定地の「地名」を語るのである。

「風」に関わる語は、「風」ならわし。風習。風潮。「土風」地方の風

俗。風習。民の気風。くにぶり、「風土」その土地の気候。地味。地勢、「国風」その国の風俗、習慣。気風」などと説明される（『日本国語大辞典』）ように、多義で深い意味を持っている。いずれも「地名」と一義的には結びつかず、いわば王権が在地把握にかける理念が「風」に関連した語に込められていたと考えてよいであろう。地名は、王権に対する地方の服属・豊饒・繁栄のシンボルとしての役割を、こうした「風」に関わる語義を通して担わされていたのであろう。以下の大嘗会和歌「地名」の考察も、上記のような視点を念頭に置いて進めなければならない。次に、元暦度後鳥羽天皇大嘗会和歌風土記について具体的に検討しよう。

第四節 後鳥羽天皇大嘗会和歌注進地名

『山槐記』所収の「古地交名」を掲出し、検討に移る。

近江国

注進 風土記事

志賀山	大松原 志賀	筏立郷 同
青柳里 同	信楽杣 甲賀	佐野山里 神崎
千松原 犬子（上敷）	千鳥浦 神崎	千倉里 甲賀
安吉郷 蒲生上	富羽里 野洲北	桜村 同
益田橋 蒲生下	秋昌村 野洲	大原山 甲賀東
朝日里 浅井	松江 同	千束橋 蒲生下
勝野浜 高島	音羽山 同	万木社 同
広瀬郷 同	万農池	稲倉山 浅井東
長倉山	万木泉	玉井 栗太
高宮郷 犬上	河上里 善積	千草原

大嘗会和歌地名に見る王権と在地

万世浜	鶴浜井	鏡山 蒲山（生敷）
会坂関 志賀	石根山 甲賀	三上山
高月川 浅井	打出浜 志賀	日雲里
玉蔭井	勢多橋 栗太	梅原坂田
佐野船橋 神崎	祝郷	大富山
泉州	五井江 栗太	長溝池
玉川里	石根山 甲賀	板蔵山
神山	高御蔵山	弥高山 坂・（田敷）
亀岡	吉水郷	安良郷 栗太
小松原 志賀	音高郷	富津浜 同
国見岡	玉野郷	比良山
蔵部山	心見里 志賀	岡見牧
篠原堤	大瀧山	大津浦
富野山	日吉社	彦根山 犬山（上敷）
石山	金柱 古麻長者 持仏也	外白河 同
衣川 志賀	内白川 甲賀	安曇川 同
龍門 栗太	杉瀬 伊（甲カ）賀	

右、注進如件。

元暦元年九月 日

右の文書には近江国内八〇箇所、ただし「石根山 甲賀」が重複しており、実数は七九箇所の地名が列記されている。郡名記載の有無、配列基準の不明確さなど理解しがたい面があるが、他ならぬ悠紀校藤原忠親の日記に見えるなど、本文書が近江国から注進された「古地交名」、すなわち「風土記」の書写であることは確実だとしてよいであろう。

近江国「風土記」は、誰によって注進されたのであろうか。先に見た

ように、大嘗会和歌風土記は、朝廷から悠紀・主基国守に対して命じられ（永和元年十月二日「仲光卿大祀御教書案」）、和歌詠進者も「卜食国司不_レ存_二固実_一、毎事散々」（『民経記』文応元年六月八日条）とあるように、国司からの注進を所与の前提としていた。

当時近江国の知行国主は吉田経房であった^④。具体的に命令―注進がどのように行われたか、国衙の関与等については未詳であるが、元暦度近江国「風土記」は、知行国主吉田経房―国守為季により作成・注進されたと考えてよい。以下、風土記注進主体を「近江国」または「国」と表現する。

後鳥羽天皇大嘗会注進風土記に関し、一九〇三年栗田寛氏は、『風土記逸文考証』において注進地名の一々につき史料に基づく詳細な現地比定を試みたほか、一九二二年には『近江蒲生郡志』が郡内の地名について論じた。戦後は蒲生郡内の地名のひとつ「金柱」についての考察が行われている^⑤。一九八三年井上満郎氏は、『八日市市史』において、「金柱」に注記された「狛長者」伝説に論及している^⑥。

注進地名について最も詳細に論じたのは、大嘗会和歌研究をリードする国文学者八木意知男氏（一九八六年）である^⑦。八木氏は地名を「山・郷・里・原……牧・瀬」など二二類型に分類して、地名には人々が日常的に生活する空間が多いこと（郷・里）、柚・杜などが少ないことなどを指摘している。また地名の「文字」に注目して地名を三グループに分けた。

- （一）嘉・賀性及び祝言性を有する語を含む地名。……最多。
- A 数量の多寡を示す文字を含む ↓ 千・万・大・高・長・広。
- B 「嘉」の内容を有する文字を含む ↓ 富・吉・良・勝・賀・益・勢・楽・祝。
- （二）嘉・賀性を有する文字は含まないが、嘉・賀性を類推させる語を

一四

有している地名 ↓ 青柳・朝日・玉・泉・亀・鶴・龍・松・倉
(蔵)・桜・石

(三) 禁忌ではないが、かといって嘉・賀性も認められない地名 ↓ 会坂関・佐野船橋・国見岡・音羽山・衣川・内白川。

以上から八木氏は、嘉性・賀性あるいは祝言性を意味し内包する地名が好まれているのは疑い得ない事実であると結論している。氏はまた地名を郡別に分類し、滋賀・栗太・甲賀・高島郡の地名数が多いのは、郡名に「賀・太・高」といった嘉・賀性を有する文字が含まれる故であると説明する。

また藤田百合子氏は注進地名について、「ここ（『山槐記』注進地名＝筆者注）では、大嘗会和歌の地名が歌枕でなく風土記として取り上げられているが、これは地名が和歌的側面より、政治的側面を強く持つものであることを暗示する。（中略）大嘗会の地名はいわゆる名所歌枕とは性格の異なるものと言える」と、傾聴すべき指摘をしているが、地名の性格については、「つまり名所歌枕と異なり大嘗会和歌の地名は、一言でいうならば所は問題でなく、名そのものが問題なのであった。と言うことは、名そのものが既に特殊な位相を有しているということであり、具体的に言うならば、（一）田、稲、栗、木綿等の農耕生活と関係ある語を含む地名、（二）天皇、位、神などに関係のある地名、（三）嘉名性、祝言性を有する地名が顕著であると言える」と、八木意知男氏とはほぼ同様の見解を示している。

しかし、注進地名が近江国からの注進に基づくという事実、民俗学的な地名理解を俟つまでもなく、地名選択が国ひいては王権による在地把握のあり方を反映し、歴史的な性格を帯びたものであることを示すものと考えられる。ここで改めて注進地名を類型別・郡別に分類した上で検討を進めたい。

大嘗会和歌地名の現地比定は、史料による明証が得難いという困難を伴う。注進地名の所属郡を明らかにした八木意知男氏も、比定は「絶対的なものではない」としている。ここで改めて八木氏の分類を基本に、栗田寛『風土記逸文考証』、『歴史地名大系 滋賀県の地名』（平凡社刊）、『蒲生郡志』等の比定を参考にして、「表Ⅰ注進地名の所属郡比定」を作成して所属郡を推定した。また、表Ⅰに基づき「図注進地名の郡別分布」を作成した。

表Ⅰ・図に見るように、近江国一二郡中伊香郡を除くすべての郡から地名が選ばれている。ちなみに伊香郡は、平城宮木簡に三つの郷名が見える他は、十六世紀に至るまで、史料上に郷・村名が検出されないという異例の郡である(図参照)。後鳥羽天皇大嘗会悠紀国近江の卜定郡であった甲賀郡の地名が多いのは当然のこととして、交通の要衝である栗太郡、これに近接する野洲郡、山城国に隣接して、京都との関連が深かった志賀郡等の地名がとりわけ多く選定されたのであろう。所属郡別の注進地名は「北薄南厚」の傾向を示すが、全体的に見れば地名の分布は、近江国による在地把握が、まんべんなく近江一国に及んでいたことを示す。注進地名は嘉性・賀性・祝言性を示す文字を含むもの、名に「賀・太・高」といった文字を持つ郡に所属する地名が多く選ばれたとする国文学的理解に対して、注進地名の「地域網羅性」とでもいべき性格を指摘することができる。

次に、注進地名を景観類型別に分類し、表Ⅱに示した。表によれば、注進風土記に現れる景観類型は、

郷、村、里、社、杣、森、牧、堤、橋、池、井、泉、浦、浜、江、山、川、丘(岡)、原、滝

と、じつに二〇種に及んでいる。上記には「郷・村・里」など人々の身近な生活領域、「社・園・堤・橋・池・井」など人工構築物、山野河海自然景観および「浦・崎・浜・江」といった琵琶湖に関わる自然領域などが網羅されている。これらが示すところは、まさに在地の景観そのものではないか。近江国は、あたかも近江一国を、ひとつのまとまりをもった景観を有する「ムラ」の如く認識していたのである。かかる注進地名の性格を「景観網羅性」と呼ぶならば、先に見た「地域網羅性」と併せ、近江国は自国の地域と景観を網羅して朝廷に注進したのであって、大嘗会和歌注進地名が「風土記」と称された意味がよく了解される。風土と地名に関しては、民俗学的理解について概観したが、後に「風土語り」儀礼の検討を通じて再び議論することになろう。

なお、個々の地名についての詳細な考察、現地比定等は、今後の検討課題とせざるを得ないが、ここでは、元暦度注進風土記が列記した地名の内、

金柱〔古麻長者持仏也〕。

表Ⅱ 注進地名景観類型別集計

景観類型		注進地名
郷・里・村	郷	9
	里	9
	村	2
人工構築物	橋	4
	井	3
	池	2
	社	2
	関	1
	杣	1
	森	1
	牧	1
	堤	1
	泉	1
山野河海	山	19
	川	6
	原	5
	浜	4
	浦	2
	江	2
	丘・岡	2
その他	滝	1
		1
合計		79

表Ⅰ 注進地名の所属郡比定

(八木意知男「『註進』風土記の世界」・栗田寛『古風土記逸文考証』・『滋賀県の地名』(平凡社)・『蒲生郡志』を参照)

注進地名	同左注記	八木	栗田	平凡地名	所属郡
志賀山		志賀	志賀		志賀
大松原	志賀	志賀			志賀
筏立郷	同(志賀)	志賀	志賀		志賀
青柳里	同(志賀)	志賀	志賀		志賀
万農池		志賀	志賀		志賀
会坂関	志賀	志賀	志賀		志賀
打出浜	志賀	志賀	志賀		志賀
亀岡		志賀	志賀		志賀
小松原	志賀	志賀	志賀		志賀
音高郷		志賀	?		志賀
富津浜	同(?)	志賀	?		志賀
比良山		志賀	志賀		志賀
心見里	志賀	志賀	志賀		志賀
大津浦		志賀	志賀		志賀
日吉社		志賀	志賀		志賀
石山		志賀	志賀		志賀
衣川	志賀	志賀	志賀		志賀
玉井	栗太	栗太			栗太
勢多橋	栗太	栗太	栗太		栗太
五井江	栗太	栗太	?		栗太
玉川里		栗太	栗太		栗太
安良郷	栗太	栗太	栗太		栗太
玉野郷		栗太	浅井		栗太
龍門	栗太	栗太	栗太		栗太
信楽杣	甲賀	甲賀	甲賀		甲賀
千倉里	甲賀	甲賀	?		甲賀
大原山	甲賀東	甲賀	?		甲賀
石根山	甲賀	甲賀	甲賀		甲賀
日雲里		甲賀	甲賀	日雲宮 甲賀	甲賀
泉川		甲賀	犬上?		甲賀
神山		栗太	甲賀		甲賀
高御蔵山		甲賀			甲賀
蔵部山		甲賀	甲賀		甲賀
外白河	同(?)	甲賀	甲賀		甲賀
内白川	甲賀	甲賀			甲賀
杉瀬	伊(甲カ)賀	甲賀	?		甲賀
富羽里	野洲北	野洲	野洲		野洲
桜村	同(野洲北)	野洲	野洲		野洲
秋昌村	野洲	秋富山 野洲	?		野洲
三上山		野洲	野洲		野洲

注進地名	同左注記	八木	栗田	平凡地名	蒲生郡志	所属郡
吉水郷		野洲	野洲			野洲
篠原堤		栗太	野洲			野洲
安吉郷	蒲生上	蒲生	蒲生			蒲生
益田橋	蒲生下	蒲生	浅井		蒲生	蒲生
千束橋	蒲生下	蒲生			蒲生	蒲生
鏡山	蒲山(生歟)	蒲生	蒲生		蒲生	蒲生
岡見牧		?	?	蒲生郡 小神牧	蒲生	蒲生
金柱	古麻長者持仏也	栗太	?		蒲生	蒲生
佐野山里	神崎	神崎	神崎			神崎
千鳥浦	神崎	神崎	?			神崎
佐野船橋	神崎	神崎	神崎			神崎
祝郷		?	?	神主郷 神崎		神崎
千草原		?	愛智			愛智
千松原	犬子(上歟)	坂田	犬上			犬上
高宮郷	犬上	犬上	犬上			犬上
大瀧山		犬上	犬上			犬上
彦根山	犬山(上歟)	犬上	犬上			犬上
梅原	坂田	坂田	坂田			坂田
長溝池		長沢池 ?	長沢池 坂田			坂田
弥高山	坂・(田歟)	坂田	坂田			坂田
朝日里	浅井	浅井	浅井			浅井
松江	同(浅井)	浅井				浅井
稲倉山	浅井東	浅井	?			浅井
高月川	浅井	浅井	浅井			浅井
勝野浜	高島	高島				高島
音羽山	同(高島)	高島				高島
万木社	同(高島)	高島	高島			高島
広瀬郷	同(高島)	高島				高島
万木泉		高島	高島			高島
河上里	善積	高島	高島			高島
板蔵山		高島	?			高島
安曇川	同(?)	高島	高島			高島
長倉山		?	栗太?			?
万世浜		?	?			?
鶴浜井		?	?			?
玉陰井		?	?			?
大富山		?	?			?
国見岡		?				?
富野山		?	?		雪野山 誤写	?

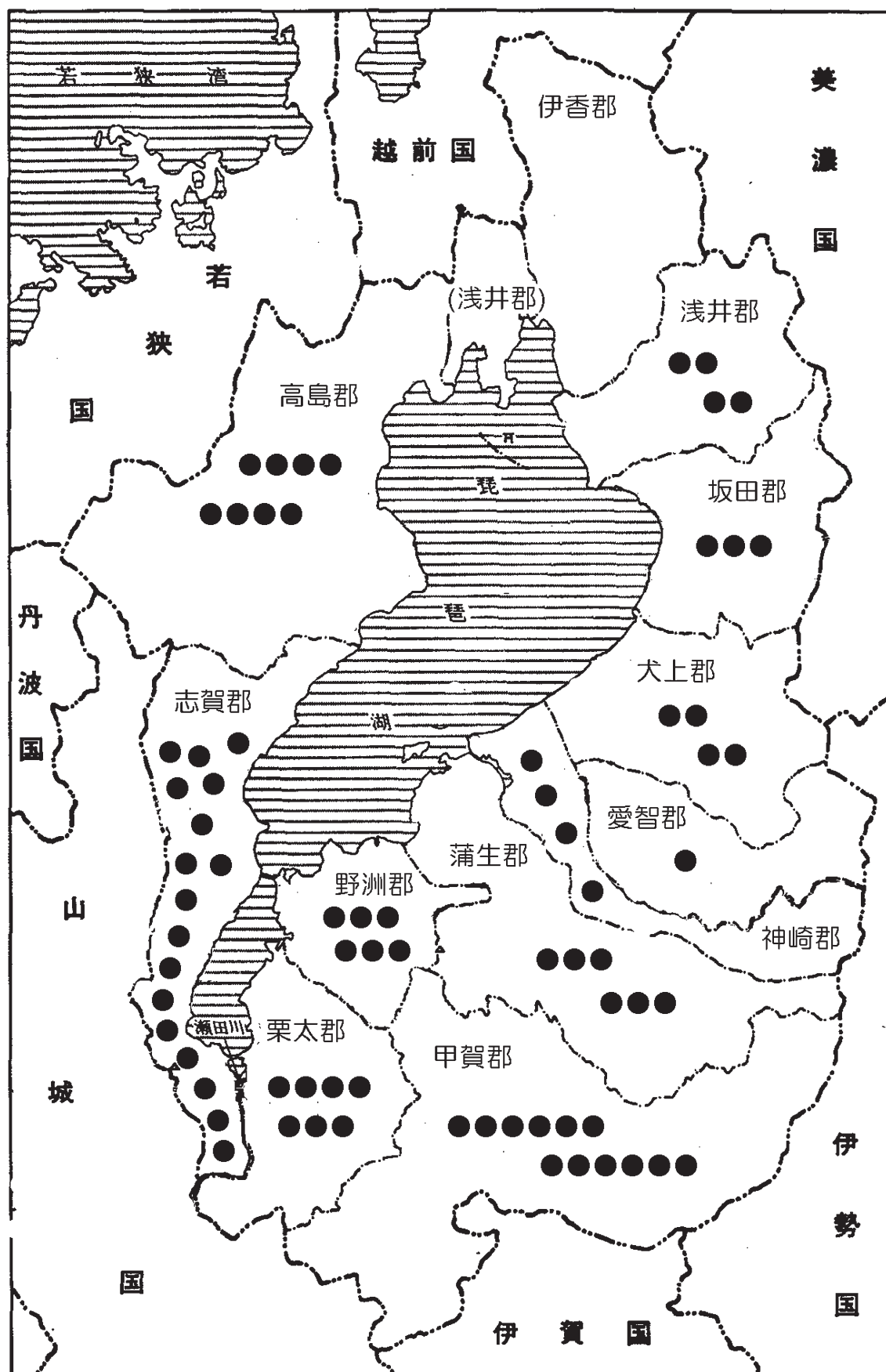


図 注進地名の郡別分布

注①「●」の位置は、郡内地名の数を示すのみで、郡内の特定場所を示すものではない。

②「浅井郡」は、琵琶湖を挟んで東西に分かれているが、四地名をすべて「東」浅井郡内に示した。

という、異例の注記を持つ一項に注目したい。「金柱」について、『梁塵秘抄』は「近江におかしき歌枕、老曾轟、蒲生野布施の池、安吉の橋、伊香具野余呉の湖の滋賀の浦に、新羅が立てたりし持仏堂の金の柱」なる一歌謡を載せる。井上満郎氏によれば、滋賀県八日市市（現東近江市）には今も用水開削を行った「狛の長者」伝説があり、「金柱宮址」をはじめ長者ゆかりの地や遺物が残るといふ。井上氏は、伝説を素材にして歴史を知ることが困難であるが、同伝説は、水がかりが悪く、開発の手から取り残されていた蒲生野の平安時代における開発と深くかわつていると述べている。『近江蒲生郡志』は、「金柱は注に古麻長者持仏也と見へ金柱宮の所在ならん。金柱宮は中野村の小脇に在りし古社なり」と書いている。本稿では表Ⅱにおいて、「金柱」を「その他」に分類したが、「金柱宮」であるとするれば「社」に含めるべきか。当時すでに「金柱」が歌枕になっていたとしても、わざわざ異例の注を付して蒲生野開発の伝承に関わる「地名」を注進した近江国の意図には、在京貴族の在地に対する期待感が反映されていたのであろう。

さらに、注進地名の「地域網羅性」および「景観類型網羅性」を指摘したが、国は決して美称としての名や文字だけを基準として「風土記」を作成したのではない。近江一国全体にわたる「古地」や「ムラ」の生活を取り巻くあらゆる景観を網羅し、ありのままの、実体としての地名を選び注進したのである。注進地名は近江国の、ひいては王権による在地把握のあり方を反映した歴史的な性格を帯びたものとして理解することができる。

かくして注進された風土記地名のうち、和歌詠進者はどれだけの地名を「採択」して大嘗会和歌に詠み込んだのであろうか。たとえば後鳥羽天皇大嘗会のさい、悠紀国和歌詠進者藤原季経は、注進地名七九箇所の中から僅かに七箇所、類似地名を含めても一二箇所（二五％）を採択した

に過ぎなかった。したがって大嘗会和歌地名理解のためには、注進地名への注目だけでは不十分であって、大嘗会和歌そのものに詠み込まれた地名の分析に移らなければならない。

第二章 大嘗会和歌地名に見る郷村と「風土語り」儀礼

第一節 大嘗会和歌・文字史料に現れる近江国の郷村

大嘗会和歌に詠み込まれた地名についても注進地名と同様の理解が可能であろうか。ここで、悠紀国が近江に固定された宇多天皇大嘗会（仁和四年（八八八）から、四条天皇大嘗会（嘉禎元年（一二三五）に至る約三五〇年間にわたった大嘗会）、悠紀国和歌地名（但し、花山・鳥羽・崇徳・近衛各天皇大嘗会の詠進和歌を欠く）を網羅的に検出した。大嘗会和歌には詞書が添えられ、地名表記には、仮名・万葉仮名・漢字のいずれかが用いられている。詞書と本歌において異なつた地名表記がある場合は、漢字表記の方を採った（例、詞書＝安良村、本歌＝やすらのむら）。また、詞書に某郷とあつて、本歌が仮名の場合は「某のさと」と表記されている（高宮郷＝たかみやのさと）ことから、「さと」は「郷」として扱った。「里」は漢字表記がある地名だけを、そのまま採録した。なお地名に「郡」が見えるのは、卜定された悠紀国の郡名が詠み込まれたためである。

その結果、地名累計五二三件を得、これらを注進地名の分類（表Ⅱ）に倣い、景観類型別に分類して表Ⅲに示した。数値の中には、複数回出現する同一地名を含む。表Ⅲを見れば、注進地名と同様、和歌地名においても「景観網羅性」を示すことは明らかで、風土記注進国・和歌詠進者の目は、ともに在地のあらゆる景観や、人々の生活の場である「サト」や「ムラ」に向けられていたのである。

表Ⅲ 詠進地名景観類型別集計

景観類型		詠進地名
郷・村里 郡	郷	63
	村	40
	郡里	13
	里	7
	(地名)	10
人工構築物	森	17
	橋	13
	池	13
	井	12
	関	6
	社	5
	園	5
	牧	1
	泉	1
	山	165
	川	43
	原	23
山野河海	浜	17
	崎	16
	丘・岡	13
	野	11
	浦	9
	江	7
	湖	6
	滝	4
	島	1
	樹木	1
	その他	1
合 計		523

次に、和歌地名の選択が、歴史的な性格を付与されていたか否かを検証するために、和歌地名に含まれる「郷」「村」に注目して考察を続けた。表Ⅲによれば、和歌地名中に、「郷」が六三回、「村」は四〇回現れる。郷村名の比率は、郷が村の一・六倍である。具体的郷村名について、それぞれの出現を年代順に並べて表示したものが表Ⅳである。

表Ⅳによれば村上天皇から後一条天皇までは、もっぱら郷名のみが用いられ、村名は一つも所見しない。さらに郷名は、「朝日郷」の九回使用を筆頭に、「吉田郷」(七回)、「益田郷」(六回)、「高宮郷」(五回)など、多数回使用が顕著である。使用された郷名の多くは『倭名抄』の郷名に合致している。対して村名は、「安良村」の九回、「真木村」の七回以外は、一〜二回づつ使用されているに過ぎない。

さらに、郷村名は宇多・朱雀天皇大嘗会和歌には所見せず、郷名が村上天皇大嘗会(天慶九年(九四六))から現れるのに対し、村名は約一〇〇年遅れて初出する。表Ⅳからは、村名出現の画期が十一世紀中葉にあることを、はっきりと確認することができる。

かかる郷村名出現の傾向は、大嘗会和歌地名に特有のものであるうか。そこで、木簡・滋賀県内の県市町村史史料編・その他の文献史料を博搜

大嘗会和歌地名に見る王権と在地

の上、文字史料^⑫上に「某郷」「某村」として初出する近江国の郷村名を網羅的に検出し、初出年代を世紀別に整理して表Ⅴに示した。表によれば、近江国において「郷名」は八世紀に突出して多数現れ、古代・中世を通じて十五世紀まで漸増しつつ合計一八七件を数える。「村名」は二二四件が確認される。表Ⅳにおいて、和歌地名に現れる郷・村名を年代順に並べたところ、「村名」は十一世紀半ばになるまで現れなかったが、文字史料上には、それ以前(八・九世紀)に七件が検出されるものの、十・十一世紀という空白を挟んで十二世紀まで見られない。両表に見られる傾向の同一性は、王朝国家論が説くところの郡郷制の改編と軌を一にするかのようであるが、詳細は後考に委ねたい。^⑬

いずれにしても、表Ⅳおよび表Ⅴに見られる世紀別郷村名、すなわち和歌に詠い込まれ、木簡・文書・記録等に記された近江国の郷村名出現の推移が、大嘗会和歌詠進地名とほぼ同様の傾向を示している事実は、和歌地名が作歌技巧上の「文学的」見地からのみ選択されたのではなく、明らかに時代の制約を受け、歴史的な性格を付与されていることを強く示唆する。

しかし、郷が早くに現れ、遅れて村が現れるという右統計結果からだけでは、ただちに「サト」や「ムラ」の在地における実態、大嘗会和歌地名注進者・詠進者ひいては王権の在地把握の実態を理解したことにはならない。さらなる個別具体的

表Ⅴ 近江国における郷・村名史料
初見数世紀別集計

	郷	村
8世紀	29	3
9世紀	7	4
10世紀	5	
11世紀	7	
12世紀	13	3
13世紀	14	5
14世紀	34	12
15世紀	47	40
16世紀	29	157
年未詳	2	
合 計	187	224

表Ⅳ 詠進地名に見える郷村

◆=郷、○=村。 花山 (985)・鳥羽 (1108)・崇徳・(1123)・近衛 (1142) 各天皇は史料を欠く。

大嘗会を行った 天 皇		宇 多	醍 醐	朱 雀	村 上	冷 泉	円 融	一 条	三 条	後 一 条	後 朱雀	後 冷泉	後 三条	白 河	堀 河	後 白河	二 条	六 条	高 倉	安 徳	後 鳥羽	土 御門	順 徳	後 堀河	四 条	和 名 抄 所 見
郡	大嘗会の 年／郷村	八 八 八	八 九 七	九 三 二	九 四 六	九 六 八	九 七 〇	九 八 六	一 〇 一 二	一 〇 一 六	一 〇 三 六	一 〇 四 六	一 〇 六 八	一 〇 七 四	一 〇 八 七	一 一 五 五	一 一 五 九	一 一 六 六	一 一 六 八	一 一 八 二	一 一 八 四	一 一 九 八	一 二 一 二	一 二 三 二	一 二 三 五	
浅井郡	朝日郷				◆		◆◆			◆			◆	◆	◆						◆	◆				◎
坂田郡	大原郷					◆																				◎
愛知郡	吉田郷						◆								◆		◆	◆		◆		◆		◆		
栗太郡	玉川郷						◆																			
愛知郡	大国郷							◆			◆					◆										◎
浅井郡	益田郷								◆	◆						◆			◆		◆			◆		◎
坂田郡	坂田郷								◆																	
栗太郡	安良郷								◆											◆						
甲賀郡	蔵部郷									◆			◆						◆							◎
	ひくえ郷									◆																
甲賀郡	老上郷									◆																◎
犬上郡	高宮郷										◆		◆				◆	◆			◆					◎
高島郡	河上郷										◆					◆										◎
	いはた郷										◆															
坂田郡	長岡郷										◆															◎
	前田郷										◆															
野洲郡	吉水郷												◆	◆				◆								
野洲郡	笠原郷												◆			◆				◆						
栗太郡	真木郷													◆												
愛知郡	善田郷															◆										
浅井郡	新居郷																		◆							◎
浅井郡	大井郷																		◆							◎
蒲生郡	奥野郷																		◆							
	花垣郷																			◆			◆		◆	
志賀郡	雄琴郷																				◆					
栗太郡	栗太郷																			◆						
	高屋野郷																					◆				
野洲郡	吉地郷																						◆			
栗太郡	玉井村										○															
栗太郡	安良村											○	○	○			○	○	○			○		○	○	
栗太郡	真木村											○	○				○	○		○				○	○	
甲賀郡	石根村											○														
野洲郡	笠原村											○													○	
犬上郡	高宮村											○													○	
高島郡	田中村											○														
栗太郡	玉野村											○														
野洲郡	木綿園村													○									○			
甲賀郡	大野村													○											○	
高島郡	青柳村													○												
浅井郡	高田村														○		○									
愛知郡	高野村														○											
野洲郡	吉身村																	○								
高島郡	桑原村																		○							
高島郡	長尾村																				○					
愛知郡	善田村																					○				
野洲郡	秋富村																						○	○	○	
	千枝村																							○		

検討とともに、日本列島規模を対象とした郷村研究の進展を俟つ必要がある。

第二節 「風土語り」儀礼

大嘗会和歌の注進―詠進地名を通して、王権による在地把握のあり方について検討してきたが、いまひとつ王権と在地を結ぶ象徴的な行為として、大嘗会御禊点地儀礼を取り上げたい。大嘗会に先立ち、十月下旬の大嘗会御禊行幸のために、鴨河原における儀場をあらかじめ点地して囲い込み、清浄を保つという御禊点地が行われた。御禊のために天皇が行幸する土地は、その都度選定されていたが、やがて鴨三条河原に固定された。関連史料をいくつか列記する。

A 中納言恒佐朝臣以下□装束□□(人力)等、臨東二条鴨川、歴点地作地図、進御曹司。(『外記日記』承平二年(九三二)十月二十日条)

B 有御禊点地事、左近衛少将経季朝臣与装束司相共向其所、装束司令進絵図、即留御所。(『範国記』長元九年(一〇三六)十月十日条)

C 仰山城国令進諳風者二人(以夾名下次第司)。仰左京職・木工寮、令進自内裏着河原一丈尺勘文。(『西宮記』十一世紀成立)

D 次、山城国進諳風土者二人解文。主典以解文覧長官、覧畢仰可下次第司之由返給。判官問下諳風土者云、可申村邑名号者、即申其名。次召絵師一人令画地様図。(『江家次第』十二世紀初成立)

E 山城国諳風土者二人解文、主典俊兼覧之、見了後尋例、追可下装束(司)之由仰下。件知土風者召前庭問郷名。愛宕

郡錦織郷吉田村者(布衣冠)。次召絵師左近大夫信貞、令此所地形(付閑所図之。続紙四五枚許、大略図之進)件絵図端、史定政書郡郷村名勘文。(『中右記』天仁元年(一一〇八)十月三日条)

F 御禊所点地也(中略)次主典以下山城国諳土風者交名、又覧長官(入筥、不被返下如何)。次語土風者召東庭(略)。判官史問之。語云、愛宕郡錦織郷吉田村。兩人退入。次召絵師、民部大夫宗茂朝臣参入東庭仰絵図事(判官仰之。還入即図絵持参(続紙五六枚、於閑所卒爾図之)判官史取之、絵図倫(端力)注郡郷村名。次令主典覧長官(略)次長官以勘文并絵図被付勅使、受之退去参内了(可進撰政留御所云々)。次陰陽寮臨頓宮跡所打丈尺、立札於四方、指柵等。郡点地東西四十丈、南北四十五丈。次召檢非違使、令判官史仰云、今日以後、点地内外早掃除汚穢物、并牛馬制止乱入者。(『兵範記』仁安元年(一一六六)十月十五日条)

右儀礼の内、絵図作成に注目したのは上杉和彦氏で、氏は「絵図儀礼」は十一世紀に成立し平安末期に消滅したと推測した上で、これが荘園立券図の特質に共通した性格を有することを指摘し、王権膝下の土地占有の儀礼は、条里から四至への新たな土地領有の出現する最も原初的な形態であるとした。上杉氏は絵図儀礼の成立を十一世紀中葉としているが、のちに紹介された、承平二年(九三二)十月二日の朱雀天皇大嘗会点地日の『外記日記』(A)には「作地図」なる文言が見られ、この「地図」と「絵図」の関係・異同等、検討結果次第で絵図儀礼成立を十世紀に遡らせる結果になろう。ほかに、『兵範記』(F)記事後半部に基づく建築学からの方角認識に関する議論などがある。

ここでは上杉氏とは視点を変え、「風土」を奏上する儀礼の方に注目し

たいと思う。史料によれば、山城国が提出した交名に記された地名奏上者（「奏者」と仮称する）二名が御視点定地の前庭に召し出され、判官の問いに答えて「愛宕郡錦織郷吉田村」と現在地名を語る。続いて「地図」（A）、「絵図」（BEF）、「地様図」（D）が描かれたのち、点定地の囲い込みが行われ、清浄保持が命じられる（F）。奏者が語る内容は、「風、風土、土風」などとさまざまに表現されているが、本稿では一連の儀礼を「風土語り儀礼」と呼ぶことにする。⁵⁴

さて、奏者とはどのような人たちであろうか。彼らは「風を諳んじる者」（C）、「風土を語る者」（D）、「土風を知る者」（E）、あるいは「土風を語る者」（F）であったと史料にあるが、具体像は明らかでない。「風、風土、土風」をよく知り、諳んじていた奏者が、判官から問われたのは「村邑名号」（D）、「郷名」（E）、「土風」（F）であった。対して奏者は、

「愛宕郡錦織郷吉田村」

と、簡単明快に地名を「語」ったのである。王権が、風土を知りかつ諳んじていた在地代表に問いかけたのは、「風、風土、土風」であったが、奏者はそれを「郡―郷―村」の系列に託し「地名」として奏上している。すなわちここにおいて「地名」は、「風、風土、土風」すなわち王権の在地把握の理念を具象化するシンボルとしての役割を付与されていたといえることができる。

第三章 後鳥羽天皇即位儀・大嘗会と和歌地名

第一節 後鳥羽天皇即位儀および大嘗会

寿永二年（一一八三）七月二十五日、平氏は安徳天皇と神器を伴って西走した。後鳥羽天皇は同年八月二十日、先帝在世中にもかかわらず、後白河法皇によつて神器不帶のまま践祚させられた。以後京都では、壇ノ浦から神器が還京（文治元年（一一八五）四月二十七日）するまでの六四五日間にわたり「神器なき朝廷」が現出した。神器還京後も後鳥羽は、海没した「宝剣」を欠いた帝王に甘んじなければならなかった。⁵⁵

後鳥羽天皇即位儀式については、すでに践祚段階で年内実施が決まっていたが、法住寺合戦（寿永二年十一月十九日）、源義仲敗死（元暦元年正月二十日）等の政治的激動が連続し、即位は践祚儀から遅れること約一年、元暦元年（一一八四）七月二十八日であった。即位儀は後三条天皇（治暦四年（一一〇六八））に次いで太政官庁で行われた。⁵⁶ 先帝安徳天皇は、本来の儀場である大極殿焼失により紫宸殿で即位したが、後鳥羽天皇即位に際し後白河法皇は、寿永二年八月の践祚時点から、「安和・治承甚以不快」⁵⁷として紫宸殿を忌避し、新たな儀場として太政官庁案を示していた。法皇と政治的に、ことごとに対立した右大臣九条兼実が紫宸殿案を主張、後白河もいったんは同意したが、同年十月には再び方角不可を理由に官庁案に変更した。しかし閏十月段階では、

御即位間人々申状大略聞食畢。用_二紫宸殿_一之条、有_二何事_一哉之由人々令_レ申。康保・治承等例、雖_二不快_一、依_二件事_一不_レ可有_二帝王之善惡_一。然者尚可_レ用_二紫宸殿_一也。⁵⁸

と、藤原定長は法皇の意向を伝えており、紫宸殿案が復活していた。

にもかかわらず翌元暦元年六月、後白河法皇は三たび太政官庁案へと逆転させた。結局儀場案は、太政官庁→紫宸殿→官庁→紫宸殿→官庁とめまぐるしく転変させられ、法皇の「安和・治承甚以不快」なる意図は廷臣の意を排して執拗に貫徹されたのであった。

即位儀に続く後鳥羽天皇大嘗会は、どのように行われたのであろうか。内乱緊迫下の大嘗会であったから、一国平均役として諸国荘園公領に課せられた「大嘗会役」の収納に支障を来したばかりか、準備・行事所設置にも難渋した。大嘗会行事所検校藤原忠親は、『山槐記』に次のように記している。

○予問云、阿波国荒妙神服事、平家在「四国」、仍往反不通。又鎮西不通、有限事等如何。弁曰、此事尤可「有沙汰」事也。未「及」文書沙汰之間、未「注出」。委注出可「経御覧」也者。（元暦元年八月二十二日条）
○予又曰、近年天下逆乱、不通国々甚多、有限神供等之外、如「御調度」或止或減（減カ）、尤可「然上計可」被「申定」事歟。弁曰、尤可「然事也」、文書沙汰之後可「申定」者。（同日条）

○近年諸司大略無「実」。左近府為「先度之行事所」有「憚」。大炊寮去年乱逆之間皆被「壊取」、中柱許如「形立」。（同日条）

また、権中納言吉田経房の日記『吉記』元暦元年十一月三日条には、大嘗会直近になっても、

左少弁（平基親）入来。大嘗会雑事闕如之間事、為「談合」也。御免庄々已及「三百所」、未曾有例也。

といった記事が見える。

次に、祭儀に至る具体的な準備過程（八月～九月）を『山槐記』により、

大嘗会和歌地名に見る王権と在地

大嘗会当月（十一月）の模様を『吉記』記事をもとに整理する。

・元暦元年（一一八四）七月二十八日、後鳥羽天皇即位。

・八月十日 国郡卜定、悠紀〓近江国甲賀郡、主基〓丹波国多紀郡。

同日

・同日

大嘗会悠紀行事所検校に、権大納言藤原忠親、権中納言藤原兼房、参議藤原兼光を、悠紀行事に左中弁藤原光雅以下八名、主基行事として権右中弁藤原光長以下八名が決まる。諸日程の沙汰あり。

・八月二十日

行事所始。

・八月二十二日

悠紀主基雑事、造印、用印定など。

・九月十五日

「古地交名注文」を行事弁藤原光雅の命により、悠紀史国通が検校藤原忠親のもとに届ける。忠親、注文の内容を『山槐記』に記す。

・十月二十五日

大嘗会御禊。

・十一月七日

大嘗会国司除目、近江権守藤原泰通ほかを任ず。

・十一月九日

大嘗会三社奉幣。大嘗宮点地。

・十一月十八日

大嘗会。夕刻大嘗宮へ行幸。

・十一月十九日

辰日節会。

・十一月二十日

巳日節会。

かくて後鳥羽天皇大嘗会は、「近年天下逆乱、不通国々甚多」（『山槐記』）といった状況に加え、「御免庄々已及三百所」（『吉記』）ぶ中、万事闕如を克服しつつ行われたのであった。

第二節 藤原季経による後鳥羽天皇大嘗会悠紀和歌詠進

後鳥羽天皇悠紀方和歌詠進者となったのは、藤原季経（一一三一～

表Ⅵ 大嘗会和歌詠進地名の継承 (同一詠者=▲・●)

天 皇	後 白 河	二 条	六 条	高 倉	安 徳	後 鳥 羽	土 御 門	順 徳	後 堀 河	四 条
大嘗会の年	一一五五	一一五九	一一六六	一一六八	一一八二	一一八四	一一九八	一二一二	一二二二	一二三五
詠進者 (姓=藤原)	永範	俊憲	俊成	永範	季経	々	光範	資実	家衡	家光
亀岡	▲	○	○	▲		●				
長沢池	▲	○	○			●				
三神山・三上山	▲	○				●	○			○
益田郷	▲			▲		●			○	
若松社	▲			▲		●			○	
坂田郡		○	○			●				○
高宮郷		○	○			●				
蒲生野		○				●		○		
桜山			○	▲		●	○	○		
勢多橋			○	▲		●				
大蔵山・大倉山			○			●	○		○	
千松原				▲		●				○
梅原				▲		●		○		
田上河・田上網代				▲		●			○	
朝日郷						●	○			
長等山						●		○		○
伊佐也河						●		○		
諸神						●		○		
鶴浜川						●			○	
朝妻山						●				○
甲賀郡						●				
高島郡						●				
雄琴郷						●				
栗本郷						●				
長尾村						●				
篠原						●				
万歳泉						●				
石戸山					●	●		○		○
鏡山	▲	○	○	▲	●		○	○	○	○
弥高山	▲	○		▲	●					
余呉海・余吾海	▲	○	○		●					
小松原	▲				●			○	○	
笠原郷	▲				●					
松賀江	▲		○		●					
吉田郷		○	○		●		○		○	
玉野原		○	○		●				○	
真木村		○	○		●				○	○
万世浜				▲	●		○		○	
八重坂山				▲	●			○		
打出浜				▲	●					
野洲郡					●		○			
三村山					●		○			
泉河					●		○	○		
花垣郷					●			○		○
鷹尾山					●			○	○	
高松山					●					○
富津社					●					○
安良郷					●					
船木山					●					
冬崎山					●					
比良山					●					
緩木松 (杜)					●					
石滝					●					
安吉橋					●					
松崎					●					
安良村	▲	○		▲			○		○	○
守山	▲	○		▲						○
蔵部山	▲	○								
栗津野・栗津原	▲	○								
木綿園・木綿園	▲	○	○					○		○
野洲河・安河	▲	○	○	▲				○	○	○
高御倉山	▲		○				○		○	
音高山	▲		○					○	○	
梅原山	▲		○							
玉井	▲			▲			○		○	○

天 皇	後 白 河	二 条	六 条	高 倉	安 徳	後 鳥 羽	土 御 門	順 徳	後 堀 河	四 条
大嘗会の年	一一五五	一一五九	一一六六	一一六八	一一八二	一一八四	一一九八	一二一二	一二二二	一二三五
詠進者 (姓=藤原)	永範	俊憲	俊成	永範	季経	々	光範	資実	家衡	家光
筑摩江	▲							○		
河上郷	▲									
善田郷	▲									
大国郷	▲									
御厩山	▲									
絵形浦	▲									
浜野池	▲									
石根山		○	○	▲				○		
大滝山		○	○	▲						
千坂浦		○	○							○
長峰山		○	○							
玉懸井・玉陰井		○	○							
会坂関・会坂山関		○		▲				○		
稲村山		○							○	
白雲山		○							○	○
高田村		○								
藤江社		○								
小松崎			○				○			
志賀浦			○						○	
吉水郷			○							
吉身村			○							
山吹崎			○							
入野				▲						○
倉部郷				▲						
新居郷				▲						
大井郷				▲						
奥野郷				▲						
桑原村				▲						
志賀山				▲						
青柳社				▲						
高屋野郷 ^カ							○			
善田村							○			
千倉里							○		○	
老髪里							○			
檜牟礼山							○			
青羽山							○			○
美尾山							○			○
見遣岡							○			
千草原							○			
比保呂幾社							○			
真野河							○			
鶴河							○			
大滝河							○			
佐野船橋							○			
秋富村								○	○	○
愛智村								○		
伊香山								○		
石蔵山								○		
田上山								○		
藤江社								○		
三津浜								○		
芋浦								○		
百枝槻								○		
吉地郷									○	
千枝村									○	
桑原里									○	
山田里									○	
会坂山									○	
祝野									○	
笠原村										○
大野村										○
高宮村										○
五百井河										○
長浜										○
蔵多池										○

の二首である（いずれも悠紀方風俗和歌）。「石戸山」は「注進風土記」や近江国歌枕等史料上に見られず現地比定できない。ただ、湖東平野に散在する孤立山塊のひとつに、古来山岳信仰の山とされた箕作山（三七二^⑧）があり、同山より南西に連なる山々の一支峰「岩戸山」（三六〇^⑨）には、十三仏が刻まれた古代信仰の磐座があるという。この連山は、「老曾の森」と「蒲生野」を東西に切り分けるように聳えており、「石戸山」に比定してよいかも知れない。もしかかる仮定が許されるならば、注進地名の中にあった異数の注記を持つ「金柱」――狛の長者伝説地――に相当することとなり、興味深い。

藤原季経が「石戸山」以外に他の地名を一切継承しなかったという異例の事実は、後鳥羽天皇即位儀場に関し、「安和・治承甚以不快」とする執拗な後白河法皇の意志が存在したこと、六条家が歌会その他を通し法皇周辺と繋がりを有していたこと等を併せ考えるとき、季経をとりまく政治状況や季経自身の政治姿勢が地名選択に反映された可能性を示唆するものである。ただし、安徳―後鳥羽大嘗会和歌地名のうち、主基国丹波の場合は一〇地名が継受されているが、詠進者が藤原兼光（安徳）、同光範（後鳥羽）と別人であり季経の場合と同列には論じられない。

おわりに

一部を除き、もっぱら国文学の研究対象であった大嘗会和歌地名について、王権と在地の関係を考える素材として、和歌地名候補がいかにして注進され、どのように和歌に詠み込まれ、後代天皇大嘗会和歌に継承されたのかといった観点から考察した。『山槐記』所収の近江国による注進地名は、王権が公文書において「風土記」と称し、国に命じて注進さ

せたもので、「風土記」には、「サト」「ムラ」の景観類型はもちろん、平面的にも近江一国全体にわたる郡内地名が網羅されている。

大嘗会和歌に詠み込まれた地名については、注進地名と同様、在地の景観類型が網羅され、和歌作者による在地把握の実態を知ることができた。さらにこのうち、郷村名の一々を抽出し、時系列に配列した結果、その出現推移は、郷名の優越・村名の後発を示し、郡郷制の改編と軌を一にする傾向を示した。また、近江一国において、文字史料に初出する郷村名を可能な限り検出し、郡別・世紀別に整理したところ、和歌地名出現推移とほぼ同様の結果を得た。したがって近江国や和歌詠進者による地名選択は、歴史的性格を強く帯びたものであるということが明らかとなった。

さらに、王権による在地把握の儀式として、従来歴史学で注目されることのなかった「風土語り」儀礼を詳細に検討した。同儀礼において王権は「風、風土、土風」を「郡―郷―村」といった地名にシンボライズして語らせたのであった。

大嘗会は、王権の基盤が農耕に存することを、天皇の代替わりごとに再確認する祭儀といつてよいが、大嘗会和歌地名の注進・詠進行為や「風土語り」儀礼は、農耕や貢納物の基盤が、サトやムラにあること、すなわち王権と在地の関係を象徴的に示すといえよう。また大嘗会自体が、政治的枠組みの中で行われる以上、古態・古式を保持継承しつつも、大嘗会和歌地名は政治的・歴史的品格を刻印されざるを得なかったのであって、後鳥羽天皇大嘗会における藤原季経の、先帝安徳大嘗会和歌地名拒否も、後白河法皇の政治的意図を背景に出るところであったと理解される。

大嘗会和歌地名は、現実を反映せず、もっぱら文字上の観念や嘉性・賀性・非禁忌性によって選択されたとする、豊富で詳細な研究史を有す

る国文学的理解もさりながら、民俗学の地名Ⅱ国魂を軸とする「国魂奉獻論」は、和歌地名研究が、さらに古代に遡って行われるべき必要性を示唆している。かかる意味において、大嘗会和歌地名は決して絵空事や美称としてのみ現れるのではなく、王権と在地の関係を語る数少ない指標・素材として歴史学的に貴重であり、なおいつその多面的な追究が必要であると考ええる。

〔付記〕大山喬平・杉橋隆夫両先生には終始御指導を賜った。深く感謝申し上げたい。

注

- ① 同書は大嘗会和歌の集成書で、昭和十六年、秋山光和氏によって初めて紹介され（『大嘗会屏風について―平安時代『やまと絵』研究の一節―』『美術研究』一一八号、のち『大嘗会悠紀主基屏風』として『平安時代世俗画の研究』吉川弘文館、一九六四年に収載）、平成元年（一九八九）に相馬万里子・橋本美男氏により全文が翻刻された（『神道大系』文学編三）。また『大嘗会悠紀主基和歌』として『国歌大観』第十巻に収められている。本稿では『国歌大観』本を用いた。
- ② 加茂正典『日本古代即位儀礼史の研究』（思文閣出版、一九九九年）に詳細な研究史整理がある。
- ③ 折口信夫「歌及び歌物語」（『折口信夫全集』第一〇巻、中央公論社、一九六六年、初出は『国文学註釈叢書』一五、一九三〇年）一六七―一六八頁。
- ④ 折口信夫「文学様式の発生」（『折口信夫全集』第七巻、中央公論社、一九六六年、初出は、『日本文学の発生 序説』斉藤書店、一九四七年）。
- ⑤ 西村亨「風俗歌から歌枕へ」（『民俗民芸双書』6 歌と民俗学）岩崎美術社、一九六六年、初出は、『民俗文学講座』第四巻、一九六〇年）九八頁。
- ⑥ 秋山光和「大嘗会悠紀主基屏風」注①所引稿。
- ⑦ 家永三郎『上代倭絵全史改訂版』（墨水書房、一九六六年、初版は高桐書院、一九四六年）二二六頁。

⑧ 戸田芳実「中世文化形成の前提」（『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七年、初出は、日本史研究会編『講座日本文化史』第二巻、一九六二年）。

⑨ 秋山光和「大嘗会悠紀主基屏風」注①所引稿。

⑩ 徳原茂実「屏風歌の具体相」（『国語と国文学』東京大学国語国文学会、昭和五十三年六月号、一九七八年）、二五頁。

⑪ 藤田百合子「大嘗会屏風歌の性格をめぐって」（上掲、昭和五十三年四月号、一九七八年）、五九頁。

⑫ 八木意知男「大嘗会和歌の世界」（皇学館大学出版部、一九八六年）、同『大嘗会和歌残葉抄』（京都女子大学、一九九三年）、同『儀礼和歌の研究』（京都女子大学、一九九八年）。

⑬ 秋山光和「大嘗会悠紀主基屏風」注①所引稿。

⑭ 高橋秀樹編『新訂吉記 本文編三』（和泉書院、二〇〇六年）を用いた。

⑮ 藤岡忠美校注『袋草紙』（『新日本古典文学大系』一九九五年）。同書は、平治元年（一一五九）一〇月以前の成立とされる。藤岡氏「解説」参照。

⑯ 『袋草紙』（上掲）。なお、この文書は所引稿において、「校訂本文」（三〇頁）および「原文」（三四九頁）の二箇所に記載されているが、書式に異同があるため、「校訂本文」に従い、一部筆者において書式を整え引用した。

⑰ 『八雲御抄』（佐佐木信綱編『日本歌学大系』第三巻、風間書房、一九五六年）六五頁。

⑱ なお、八木意知男氏によれば、永徳三年（一二三三）九月十二日付の「近江国 悠紀所風土記」（宮内庁書陵部蔵『大嘗会和歌部類』）にも、近江国の地名が確認されるという（『註進風土記』の世界―『山槐記』元暦元年九月十五日条所載を例にとつて―）『大嘗会和歌の世界』注⑫所引、初出は『京都文化短期大学紀要』第五号、一九八六年）五一―五二頁。

石田殿、比良山、小杵里、会坂山、打出浜、野洲河、三上峯、篠原里、鳴橋、鏡山、真相里、飯田森、益田里、老衣森、蒲生野、伊吹峯、千松原、竹嶋、万木森、板倉山、美尾山、位山（郡名は省略した）。

⑲ 『大日本史料』六編之四四、二一九頁。

⑳ 大日本古記録本。

- ②① 井上満郎「文学と伝説」(『八日市市史 第一巻 古代』、一九八三年) 六一二頁。
- ②② 栗田寛『古風土記逸文考証』(有峰書店、一九七七年、初版一九〇三年) 三〇三頁。
- ②③ 八木意知男「註進風土記」の世界」(注⑱所引稿)、二六〇二七頁。
- ②④ 折口信夫「古代人の信仰」(『折口信夫全集』第二〇巻、中央公論社、一九七三年、初出は、『惟神道』第二巻、第二二五号、一九四二年) 一三九頁。
- ②⑤ 折口信夫「文学様式の発生」(注④所引稿) 一八一・一八二頁。
- ②⑥ 西村亨「風俗歌から歌枕へ」(注⑤所引稿) 九七頁。
- ②⑦ 西村亨「賀の歌の成立」(『民俗民芸双書 6 歌と民俗学』注⑤所引) 一〇八頁。
- ②⑧ 秋本吉郎『風土記の研究』(大阪経済大学後援会、一九六三年)。同『風土記』「解説」(『日本古典文学大系』、一九五八年) も参照。
- ②⑨ この風土記の存在については、管見の限り八木意知男氏も触れておらず、筆者も未見である。多和神社古文書は、明治五年以来二三年間、讃岐金比羅宮禰宜の職にあった、多和神社(香川県さぬき市)宮司松岡調氏が集めた古文書で五千点余に及ぶという。
- ③① 井上満郎「文学と伝説」注②所引稿。六一二頁。
- ③② 吉田経房は、次に示す史料に見るように、知行国主に任じられると(A)、養子の藤原為季を国司と定め(B)、近江国に先使を派遣し(C)、大嘗会当日、為季は近江守として奉仕している(D)。
- (A)「経房任帥。兼忠任近江守」(『元経房知行国也』)(『玉葉』文治元年十月十二日条。『玉葉』は図書寮叢刊本を用いた)。
- (B)「又前近江守為季同以初参不召前。件人、故右中弁為親之男、帥納言経房養子也。即経房卿之所進也」(『玉葉』文治二年正月二十七日条)。
- (C)「今日下遣近江先使雑色行次」(『安房当国』。権暦博士憲定朝臣来勘日時、予「烏帽・直衣」并国司出「客殿」見日時、盛職朝臣覧之。次覧「例文」予安房任序宣也。次書「新司宣」。次召「先使」給之、進発。送「雑色四五輩」随「時勢」也」(『吉記』元暦元年四月八日条)。
- (D)「近江守為季(着「小忌」如「例。予侍十人許令相具之」)(『吉記』元暦元年十一月十八日条)。
- ③③ 栗田寛『古風土記逸文考証』注②所引稿。
- ③④ 「後鳥羽天皇の大嘗会と蒲生郡」(『近江蒲生郡志』巻一、一九二三年)。
- ③⑤ 「後鳥羽天皇の大嘗会と蒲生郡」(上掲、出目弘「金柱宮と「狼の長者」」(滋賀県地方史研究紀要) 創刊号、一九七二年)、同「金柱宮と「狼の長者」」上中下(『蒲生野』三・四・七号、一九六九・七〇・七二年)。
- ③⑥ 井上満郎「文学と伝説」注②所引稿。
- ③⑦ 八木意知男「註進風土記」の世界」注⑱所引稿。
- ③⑧ 藤田百合子「大嘗会屏風歌の性格をめぐって」注①所引稿、五九頁。
- ③⑨ 大山喬平氏は、「文字史料のうえで、『村』といわれていたことの確証が得られるもののみを『村』と漢字表記し、それ以外の曖昧な存在に言及する場合、必要があれば、これをムラと仮名表記にして、両者を区別することにした」(『越中の庄・郷・村』(『富山史壇』第一三九号、越中史壇会、二〇〇三年)二頁)と述べており、これに従いたい。同様に「郷」は「サト」と表記する。
- ③⑩ 佐々木信綱校訂『新訂梁塵秘抄』(岩波文庫、一九三三年)六一頁。
- ④① 井上満郎「文学と伝説」注②所引稿。
- ④② 「後鳥羽天皇の大嘗会と蒲生郡」(注③所引稿) 一二七頁。
- ④③ ただし『倭名類聚抄』の郷名、大嘗会和歌地名は採録しなかった。元暦度大嘗会和歌注進地名は採録した。和歌地名については、現地比定等に課題が多く、採録を留保した。
- ④④ 大山喬平「越中の庄・郷・村」注③所引稿。同「鎌倉初期の郷と村」文治元年(一一八五)から建暦元年(一二一一)まで(一・二)(『鎌倉遺文研究』第四・五号、一九九二・二〇〇〇年) 参照。
- ④⑤ 坂本賞三氏によれば、十世紀から十一世紀前半には律令国家による郡郷制がなお存続したが、「別名」の出現を画期として十一世紀後半以降になると、郡郷制は消滅したといわれる(『日本王朝国家体制論』東京大学出版会、一九七二年、三〇九頁)。とりわけ「一〇四〇年代の郡郷制の改編は、王朝国家論の指標」(大津透「平安中後期の国家論のために——王朝国

家論とその周辺―』『日本歴史』第七〇〇号、二〇〇六年、五〇頁）とされている。

④5 上杉和彦「大嘗会御禊点地における「絵図」」（『日本歴史』第五四九号、一九九四年）八八頁。

④6 木本好信「九条家本『大嘗会御禊部類記』について」（『皇学館論叢』六三号、一九七八年）。

④7 『範囲記』記事は、上杉和彦氏による翻刻（中世的莊園絵図「成立」についての試論）十世紀研究会編『中世成立期の歴史像』東京堂出版、一九九三年）のほか、東京大学史料編纂所『大日本史料』データベース、長元九年（一〇三六）十月十一日一条にかかる史料稿本写真によって知れる。前者では「装束司進」絵図、後者は「装束司令」進「絵図」と異同があり、後者に従った。

④8 『西宮記』巻一一（『新訂増補故実叢書』）一四五頁。

④9 『江家次第』巻一四、「大嘗会御禊定」（同）四〇九頁。

⑤0 増補史料大成本。

⑤1 増補史料大成本。

⑤2 上杉和彦「中世的莊園絵図「成立」についての試論」注④7所引稿、二三五頁。

⑤3 飯淵康二「大嘗会御禊点地に於ける方角認識の基点―東西間距離からみた「兵範記」仁安元年十月十五日条の解釈―」（『日本建築学会計画系論文集』第四八〇号、一九九六年）。

⑤4 上杉和彦氏は、奏者を「風土読みの者」としている（中世的莊園絵図「成立」についての試論）注④7所引稿、二二二頁）。

⑤5 拙稿「後鳥羽天皇在位から院政期における神器政策と神器観」（『古代文化』第六〇巻二号、二〇〇八年）。

⑤6 後鳥羽天皇即位儀場の問題については、高橋昌明「大内裏の変貌―平安末から鎌倉中期まで―」（同編『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣、二〇〇六年）参照。なお、前掲拙稿において後鳥羽天皇即位は「史上初めて太政官庁で行われ、以後の即位式官庁実施の先鞭をつけた」（二八頁）としたが、高橋氏論文に「後三条の『吉例』なるをもって太政官庁で行われた」（六九頁）との説明にあるように、官庁実施は初例ではない。したがって拙稿当該箇所を「即位は後三条天皇に次いで太政官庁で行われ、以後即位式は官庁実施が常態となった」と訂正したい。

⑤7 『玉葉』寿永二年八月十九日条。「安和」の例とは、病身のため大極殿までの遷幸もままならなかった冷泉天皇即位（康保四年（九六七）十月十一日）を指す。

⑤8 『親経卿記』寿永二年閏十月八日条（『親経卿記』は、大島幸雄・細谷勘資・木本好信編、高科書店、一九九四年、を用いた）。

⑤9 『玉葉』元暦元年六月十九日条。

⑥0 六条家の和歌活動については、井上宗雄「六条藤家の人々」（『平安後期歌人伝の研究』笠間書院、一九七八年）に詳しい。

⑥1 「今日被」行「大嘗会叙位儀」（中略）殿下御陪膳季経朝臣（殿上人）勤之」（『吉記』元暦元年十一月十七日条）。

⑥2 中村文「後白河院時代歌人伝の研究」（笠間書院、二〇〇五年）四七二～四七三頁。

⑥3 寿永元年（一一八二）十一月二十四日実施。悠紀国郡は近江国野洲郡、主基国郡は丹波国氷上郡。

⑥4 『新版滋賀県の歴史散歩下』（山川出版社、一九九〇年）。

（本学大学院博士後期課程）